

北海道指定庁舎等で使用する電力（業務用A）に関する質問書

No.	質問に係る公表資料の名称及び該当箇所	質問内容	回答欄
1	質問該当箇所：「契約書（案）」3ページ・（電気料金の算定）	弊社では、料金単価の変動をもたらす燃料費等調整の仕組みを導入していないため、燃料費等調整が必須の場合は入札に参加することができません。 弊社のような事業者が応札に参加することは可能でしょうか。 ※契約期間中に燃料市場等の高騰があった場合でも、弊社から値上げをお願いすることはございません。 また、政府による割引（激変緩和処置等）が発生した際には、適切な額を請求額に適応させていただいております。 燃料費等調整を行わないことで燃料市況や市場価格の変動リスクを抑えられるだけでなく、請求金額が安定（固定化）し、予算管理等にもお役立ていただけるものと考えております。	契約書（案）第7条のとおり、出来ません。
2	政府の電気料金支援について	電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。	契約書（案）第25条のとおり協議します。
3	請求書の送付方法について	郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。	請求書をWeb上での確認・ダウンロード・印刷は認めません。
4	請求書の発行について	弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、各施設をまとめた一括請求について発行することができません。供給地点特定番号毎の個別での請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	よろしいです。
5	計量日について	現在の計量日をご教示ください。	契約書（案）第6条のとおり、毎月末日24時です。
6	途中解約について	仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか。	契約書（案）第25条のとおり協議します。
7	契約書（案）8条	〈ご請求情報の反映日について〉 使用量を含むご請求情報は、一般送配電事業者から原則として検針日から起算して5営業日までに小売電気事業者（弊社）へ提供される検針結果（確定使用量データ等）にもとづき料金の算定を行なうため、原則として検針日から起算して6営業日までに「ほくでんエネモール」でのお知らせとなることを認めていただけるか。	お知らせが6営業日になることは、問題ありません。請求に関しては、契約書（案）第8条のとおりです。
8	契約書（案）	〈臨時精算金の取り扱いについて〉 契約の開始もしくは、受電設備容量の増設などの電気工事を起因とした契約電力増加以降1年に満たずに電気の使用を廃止（他社切替含む）、または契約電力を減少しようとされる場合には、弊社は需給契約の消滅または変更の日に、料金（1年未満の使用部分に対し臨時電力（常時契約の1.2倍））を適用し、既に申し受けた料金との差額）および工事費等の精算していただくことを認めていただけるか。	契約書（案）第5条及び第25条のとおり協議します。
9	契約書（案）3 契約種別（2）	〈平日・休日の取り扱いについて〉 平日・休日における電力量料金単価が異なる場合、弊社における平日・休日の定義について、休日は土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日を指し、平日とは休日以外の日を指すが、この取扱いを認めていただけるか。	契約書（案）のとおり認めません。
10	契約書（案）3 契約種別（2）、（3）	〈昼間・夜間の取り扱いについて〉 昼間時間・夜間時間における電力量料金単価が異なる場合、弊社における昼間時間・夜間時間の定義について、昼間時間は毎日午前8時から午後10時までの時間を指し（ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除く）、夜間時間は昼間時間以外の時間を指すが、この取扱いを認めていただけるか。 ※なお、当取扱いが不可の場合、昼間時間・夜間時間区分のないメニューを基準にした応札となるため、ご了承いただきたい。	契約書（案）のとおり認めません。

北海道指定庁舎等で使用する電力（業務用A）に関する質問書

No.	質問に係る公表資料の名称及び該当箇所	質問内容	回答欄
11	契約書（案）5条	〈契約電力決定方法について（実量制契約）〉 500kW未満の契約については実量制契約となり、各月の契約電力については、その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とするが、この取り扱いに応じていただけるか。	契約書（案）第5条のとおり協議します。
12	契約書（案）8条	〈（未定）振込用紙の有料化の可能性について〉 高圧契約については、請求書や振込用紙などの無料書面発行（郵送）を継続する予定であるが、将来的に手数料等をご負担いただく取扱いに変更となる場合、応じていただけるか。	出来ません。請求に関しては、契約書（案）第8条のとおりです。
13	個別仕様一覧No.59「標茶合同庁舎」について	住所が「川上郡標茶町常盤8丁目1番地」とございますが、当社と約款契約中の「標茶保健所」が同住所に該当いたします。こちらについては、同一の契約となるのか、全く別のご契約になるのでしょうか。 (もし可能でございましたら、供給地点特定番号をお伝えいただけますと幸いです。)	同一の建物で、名称が変わりました。
14	個別仕様一覧No.60「別海合同庁舎」について	住所が「野付郡別海町別海緑町38-1」とございますが、昨年度2025年7月28日付け公告（根室振興局別海合同庁舎高圧電力需給契約）においては、「野付郡別海町別海緑町38-5」とございました。住所については、どちらが正しいものとなりますでしょうか。(もし可能でございましたら、供給地点特定番号をお伝えいただけますと幸いです。)	38-5が正しい住所です。
15	個別仕様一覧No.60「別海合同庁舎」について	昨年度2025年7月28日付け公告（根室振興局別海合同庁舎高圧電力需給契約）において、契約期間2025年10月～2026年9月と記載がございましたが、今回の入札に含んでもよろしかったでしょうか。	含んでいただいて問題ありません。

北海道指定庁舎等で使用する電力（業務用A）に関する質問書

---

No.	質問に係る公表資料の 名称及び該当箇所	質問内容	回答欄
-----	------------------------	------	-----